

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護いしかわ 利用料金表

2024年4月時点

訪問看護サービスを行わない場合

基本料金(月)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	¥5,446	¥9,720	¥16,140	¥20,417	¥24,692
2 割負担	¥10,892	¥19,440	¥32,280	¥40,834	¥49,384
3 割負担	¥16,338	¥29,160	¥48,420	¥61,251	¥74,076

訪問看護サービスを行う場合

基本料金(月)	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	¥7,946	¥12,413	¥18,948	¥23,358	¥28,298
2 割負担	¥15,892	¥24,826	¥37,896	¥47,716	¥56,596
3 割負担	¥23,838	¥37,239	¥56,844	¥70,074	¥84,894

【加算】

主な加算	加算料金	説明
緊急時訪問看護加算	¥325/月	利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1月につき325円を加算
特別管理加算	¥500/月 ¥250/月	訪問看護サービスに関して、特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、特別管理加算として、1月につき500円若しくは250円を加算
ターミナルケア加算	¥2,500	在宅で死亡された利用者について、死亡日及び死亡日以前14日以内に訪問看護を行っている場合、ターミナル加算として、死亡月につき2,500円を加算
初期加算	¥30	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき30円を加算。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を再び開始した場合も同様
退院時共同指導加算	¥600	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、事業所の看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、退院又は退所後に初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導として当該退院又は退所につき1回(特別管理加算算定者には2回)に限り、600円を加算
総合マネジメント体制強化加算	¥1200/月	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、多職種共同で計画の見直しを行い、地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他関係施設に対し、具体的な内容に関する情報提供を行った場合、1月につき1,200円を加算
生活機能向上連携加算 I	¥100	生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の行われた日の属する月に100単位加算

生活機能向上連携加算Ⅱ	¥200	居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、※1(当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士)と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって※1と連携し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは初回の行われた日の属する月以降3月の間、1月につき200単位加算
-------------	------	--

【保険適用外】

その他	料金	説明
交通費	¥720／回	通常の事業実施地域外へのサービス提供を利用される場合は、1回の利用につき720円をいただきます
介護保険外のヘルパーの拘束時間	¥820／30分	病院受診時の待ち時間等、身体介護や生活援助等を除く介護保険外のヘルパーの拘束時間に関しては、30分820円の費用が発生します。
死後の処置料	¥10,000	死の判定直後に遺体の洗浄、傷口などの処置、衛生的処置、着替え、死化粧などを行う場合
要介護以外	¥1930／日	要介護認定を受けていない方で、定期巡回・随時対応に順ずるサービスを希望される方に対し、1日1,930円をいただきます。
文書料	¥50／枚	請求書・領収書の再発行は、1枚50円(消費税別途)頂きます。